

議案第9号

令和3年度基山町一般会計補正予算（第14号）

令和3年度基山町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,291千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,085,157千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出

基山町長 松田 一也

令和4年3月11日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 地方交付税		1,312,779	131,340	1,444,119
	1 地方交付税	1,312,779	131,340	1,444,119
12 分担金及び負担金		33,160	△467	32,693
	1 分担金	1,244	△722	522
	2 負担金	31,916	255	32,171
13 使用料及び手数料		126,886	△67	126,819
	1 使用料	79,439	△67	79,372
14 国庫支出金		1,714,351	12,330	1,726,681
	1 国庫負担金	804,434	△8,089	796,345
	2 国庫補助金	905,960	20,418	926,378
	3 委託金	3,957	1	3,958
15 県支出金		681,911	△43,943	637,968
	1 県負担金	372,614	1,313	373,927
	2 県補助金	265,560	△44,879	220,681
	3 委託金	43,737	△377	43,360
17 寄附金		1,003,318	899	1,004,217
	1 寄附金	1,003,318	899	1,004,217
18 繰入金		423,536	△22,867	400,669
	1 基金繰入金	421,887	△22,880	399,007
	2 特別会計繰入金	1,649	13	1,662
20 諸収入		265,702	4,966	270,668
	4 受託事業収入	41,983	△545	41,438
	5 雑入	177,899	5,511	183,410
21 町債		524,758	△7,900	516,858
	1 町債	524,758	△7,900	516,858
歳 入	合 計	9,010,866	74,291	9,085,157

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		96,121	△599	95,522
	1 議会費	96,121	△599	95,522
2 総務費		2,136,137	197,914	2,334,051
	1 総務管理費	1,957,254	198,775	2,156,029
	2 徴税費	93,548	△455	93,093
	3 戸籍住民基本台帳費	71,650	△377	71,273
	5 統計調査費	921	1	922
	6 監査委員費	694	△30	664
3 民生費		3,195,466	△26,467	3,168,999
	1 社会福祉費	1,700,541	3,026	1,703,567
	2 児童福祉費	1,494,623	△29,493	1,465,130
4 衛生費		863,833	△26,124	837,709
	1 保健衛生費	410,196	△16,153	394,043
	2 清掃費	452,874	△9,947	442,927
	3 上水道費	763	△24	739
6 農林水産業費		100,416	△2,738	97,678
	1 農業費	90,439	△2,423	88,016
	2 林業費	9,977	△315	9,662
7 商工費		289,058	△3,312	285,746
	1 商工費	289,058	△3,312	285,746
8 土木費		423,606	31,294	454,900
	1 土木管理費	26,307	△200	26,107
	2 道路橋梁費	143,790	33,680	177,470
	3 都市計画費	64,100	△1,762	62,338
	5 住宅費	43,560	△424	43,136
9 消防費		262,766	△2,577	260,189

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 教育費	1 消防費	262,766	△2,577	260,189
		737,851	△19,535	718,316
	1 教育総務費	96,015	△1,125	94,890
	2 小学校費	179,007	△7,290	171,717
	3 中学校費	63,914	△4,395	59,519
	4 社会教育費	257,996	△5,112	252,884
	5 保健体育費	140,669	△1,586	139,083
	6 幼稚園費	250	△27	223
11 災害復旧費		254,511	△74,099	180,412
	1 農林水産施設災害復旧費	193,514	△56,107	137,407
	2 公共土木施設災害復旧費	45,486	△17,322	28,164
	4 文教施設災害復旧費	15,511	△670	14,841
13 諸支出金		16,895	523	17,418
	2 諸費	16,874	523	17,397
14 予備費		17,566	11	17,577
	1 予備費	17,566	11	17,577
歳 出 合 計		9,010,866	74,291	9,085,157

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	甘木鉄道安全輸送設備等整備事業負担金	2,906
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	子育て・若者世帯の住宅取得補助金	700
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	基幹系情報システム事業 (引越しワンストップサービス対応に伴うシステム改修事業)	3,575
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	69,914
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	12,003
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金	9
8 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	社会資本整備総合交付金事業 (道路) (三国・丸林線道路改良事業)	40,981
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	林業施設災害復旧事業	70,735
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農地農業用施設災害復旧事業	18,076

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
地域おこし協力隊人件費	令和6年度	3, 2 8 6 千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小災害復旧事業 (農林施設)	(千円) 3,100	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	(千円) 14,700	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 30,700	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
防災基盤整備事業	(千円) 3,700	同上	同上	同上	(千円) 3,100	同上	同上	同上
公共土木施設等 災害復旧事業 (補助)	(千円) 3,600	同上	同上	同上	(千円) 500	同上	同上	同上
農林施設災害復 旧事業 (補助)	(千円) 27,300	同上	同上	同上	(千円) 16,800	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共土木施設等 災害復旧事業 (単独)	28,000	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	15,000	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
農林施設災害復 旧事業 (単独)	13,100	同上	同上	同上	10,500	同上	同上	同上
地域鉄道対策 事業	3,300	同上	同上	同上	6,200	同上	同上	同上

(廃止)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				備 考
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	
上水道一般会計 出資事業	100	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	—	—	—	—	出資金額が減額となったため